

国空安政第 2639 号  
国官参航安第 883 号  
令和 5 年 2 月 7 日

スカイマーク株式会社  
代表取締役社長執行役員  
洞 駿 殿

国土交通省航空局長  
久保田 雅晴

### 航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告

令和 4 年 12 月 25 日、長崎空港において貴社所属の確認主任者（整備士）が、整備規程に定める運航前整備作業開始前の法定アルコール検査を実施しないまま不正に合格として、整備に係る業務を実施した旨、令和 5 年 1 月 12 日に貴社から国土交通省航空局（以下「当局」という。）に報告があった。

当局は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査を指示し、再報告を求めたところ、

- 当該確認主任者が、運航前整備作業開始前の法定アルコール検査を実施せず、認定作業員（整備士）及び検査立会者に追認（アルコール検査記録のねつ造）させ、酒気帯び状態で SKY140 便の整備に係る業務を実施していたこと。
- 当該確認主任者が、認定作業員からの報告内容について、Tire Pressure の計測など一部の項目について十分な確認をせず、不適切な整備記録の作成を行うなど、事実と異なる整備内容によって整備の確認を行ったこと。

について貴社から当局に報告があった。

これらの報告を受け、令和 5 年 1 月 26 日に航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 134 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告徴収及び立入検査を実施した結果、下記 1. の事実（以下「本件事実」という。）が確認された。

本件事実については、下記 2. のとおり、法第 112 条の「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」があると認められることから、下記 3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。

なお、講じた措置については、令和 5 年 2 月 24 日までに報告されたい。

### 記

#### 1. 確認主任者（整備士）の運航前整備作業開始前アルコール検査の不正事実等

##### (1) 運航前整備作業開始前アルコール検査の不正事実

- ① 本事案に係る確認主任者は、整備規程及び業務規程に定める運航前整備作業開始前の法定アルコール検査を実施しないまま不正に合格とし、認定作業員及び検査立

会者に対してそのことを追認（アルコール検査記録のねつ造）させた上で、SKY140便の整備に係る業務を開始した。

- ② 当該確認主任者は羽田空港からの出張支援者であるが、前日の飲酒（6.6 ドリンク相当）の影響により、宿泊先ホテルでの出社前アルコール検査及び出社後の事前アルコール検査において、呼気中のアルコール濃度 0.15 mg/L から 0.08 mg/L が検知された。当該確認主任者は、本来は出社してはならないことを知りながら出社し、これらの不正を行った。
- ③ 当該確認主任者は、運航前整備作業の一部（整備責任者・シフト責任者としての業務、ギア・ピンの取り外し等）を酒気帯び状態で実施した（その後、認定作業者の進言により、当該業務を一時的に中止した）。

## (2) 事実と異なる整備内容によって整備の確認を行った事実

- ① 認定作業者の進言により、当該確認主任者は一旦事務所待機となったものの、自主的にアルコール検査を実施したところ、(1) ②のアルコール濃度を検知しなくなった。このことを受け、自らの判断で事務所待機状態を脱し、法定アルコール検査を実施したところ、0.00 mg/L という結果が出たため、(1) ③の運航前整備作業を再開した。
- ② 当該確認主任者は SKY140 便の出発時刻が迫っていたことを理由に、認定作業からの報告内容について、Tire Pressure の計測など一部の項目について十分な確認をしないまま、不適切な整備記録の作成を行った。

## (3) 事案発生後、当局への報告を遅滞なく実施しなかった事実

- ① 貴社整備部門では、当初現地の整備責任者からの一連の報告やその後の当事者達へのヒアリングにおいて、その事実関係（不適切なアルコール検査実施手順や酒気帯びでの業務にあたること等）が整備規程及び業務規程に違反し、航空法第 111 条の 4 に基づき当局に報告すべき事態にあたることの正しい判断が出来ないまま、令和 5 年 1 月 10 日に貴社安全統括管理者に指摘され、同月 12 日に当局へ報告した。
- ② 貴社は当局からの指示を受け、事実関係について関係者に再度ヒアリングを行った結果、不適切な整備記録の作成等の問題もあったことが新たに発覚し、当局への追加報告を行った。
- ③ 貴社整備本部長以下、整備部門責任者等のアルコール検査制度への理解不足や、昨年 4 月の客室部門でのアルコール事案に対する再発防止策等が活かされていない等、貴社のアルコール関連教育に係る施策が十分に機能していなかった。

## 2. 業務改善勧告の理由

上記 1. (1) ①及び③のとおり、整備規程及び業務規程において求める酒気帯びの有無を確認するアルコール検査を適切に実施する体制となっておらず、また酒気帯び状態のまま整備に係る業務が行われたこと、上記 1. (1) ②のとおり、当該確認主任者は自身が酒気帯び状態であることを認識した上で法定アルコール検査に臨んでいたこと、並びに上記 1. (1) ①のとおり認定作業員及び検査立会者が、当該確認主任者が法定アルコール検査を未実施のまま不正に合格としたことを追認したことは、アルコール検査未実施を隠蔽す

る行為であるとともに、故意に整備規程及び業務規程に違反した行為であると認められる。

また、上記1.(2)②のとおり、当該確認主任者は、運航便の出発時刻が迫っていたことを理由に運航前整備作業の一部について十分な確認をしないまま不適切な整備記録の作成を行うなど、事実と異なる整備内容によって整備の確認が行われており、これら一連の行為も、故意に整備規程及び業務規程に違反した行為であると認められる。

特に、酒気帯びのまま業務を行う行為は、安全上重大な事案を発生させるおそれがある重大な違反行為である。

加えて、上記1.(3)①のとおり、本社においては不適切事案の発生を把握していながら、当局への報告や改善策を講じることをせず、2週間以上経過した後、漸く当局に報告したものであること、上記1.(3)②のとおり、当局からの指示により再確認した結果、事実と異なる整備内容によって整備の確認を行った事実が確認されたこと、さらに上記1.

(3)③のとおり、昨年4月の客室部門でのアルコール事案に対する再発防止策等を踏まえたアルコール関連教育を貴社では実施していたにもかかわらず、貴社整備本部長以下、整備部門責任者等のアルコール検査制度への理解不足があったことから、貴社組織内部における安全管理体制は十分に機能していないと認められる。

以上のことから、本件事実は、法第112条の「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利害を阻害している事実」に該当すると認められる。

### 3. 講ずべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記2.のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められ、かつ、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められた。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。このため、貴社における航空の安全を確保するために、貴社が自ら問題点を見つけ改善する仕組みを再構築する等の改善を求めるため、以下の措置を講じることを勧告する。

#### (1) 安全管理規程による飲酒対策の抜本的な再構築

飲酒対策は安全管理システムの一つとして位置づけられており、安全統括管理者のもとそれぞれの役割分担、責任を再自覚させ、各課題において貴社が自ら問題点を見つけ、改善する仕組みを再構築すること。

また、本事案の要因分析を確実にを行い、二度と同種事案を再発させないために十分な教育を実効性のある手法により実施できる体制を再構築するとともに、全社員に対して飲酒に関する安全意識の再徹底並びに法令及び規程等の遵守に係る教育を行うこと。

#### (2) 整備規程及び業務規程によるアルコール検査体制の再構築

整備従事者によるアルコール検査が適正かつ確実に行われ、立会者の主体性と独立性を確保してその機能を果たすようアルコール検査体制を見直すこと。

また、整備に係る業務について、当該アルコール検査の完了を確認した後でなければ実施することができないような仕組みを導入するなど、不正な検査や検査未実施を防止する仕組みを再構築すること。

(3) 整備規程及び業務規程の確実な理解及び適切な整備業務の実施

本事案を踏まえ、不適切な整備の実施の防止、安全意識並びに法令及び規程等の遵守を確保するため、整備規程及び業務規程（関連規定を含む。）に規定される内容の確実な理解を得るため、十分な教育を実効性のある手法により実施できる体制を構築するとともに、一過性な対処ではなく、継続的にこれを改善していくこと。

(4) 報告書に記載された再発防止策の見直し

上記1.(1)から(3)に関する報告書に記載された再発防止策の見直しを行い、追加的な措置も含めて再発防止策を講じること。また、それら再発防止策の進捗状況を適切に管理すること。

以上

スカイマーク株式会社  
代表取締役社長執行役員  
洞 駿 殿

国土交通省航空局長  
久保田 雅晴

## 警 告 書

### 1. 安全統括管理者の職務に関する警告の理由

今般、貴社整備部門において、航空法第 104 条第 1 項に基づき認可を受けた貴社の整備規程及び同法第 20 条第 2 項に基づき認可を受けた業務規程に違反する不正なアルコール検査・不適切な整備作業が認められた。これらの違反行為は悪質性が高く、現行の整備体制下では、安全上重大な事案を発生させるおそれがあると認められたことから、令和 5 年 2 月 7 日、業務改善勧告を発出したところである。

また、貴社では、整備部門の責任者等のアルコール検査制度への理解不足等により、不適切事案の発生を把握しながら当局への速やかな報告や業務の改善を行わず、2 週間以上経過して当局に報告したものであること、また、当局からの指示により再確認した結果、事実と異なる整備内容によって整備の確認が行われたことが判明したことなどを鑑みれば、貴社における違反行為に関する調査や報告が十分ではなく、貴社が自ら問題点を調査・分析し根本的な原因を究明した上で、再発防止策を講じるための安全管理システムが、適切に機能していなかったと言わざるを得ない。加えて、昨年 4 月の客室部門でのアルコール事案に係る再発防止策等の施策を進めていたにもかかわらず、本事案が発生したことは、貴社安全統括管理者がその職務を怠っていたものと認められることから、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」（平成 30 年 3 月 29 日 国官参事第 1340 号）に基づき、2. のとおり安全統括管理者の職務について改善措置を実施すべきことを警告する。

### 2. 実施すべき改善措置

航空運送事業者は、航空の安全を確保することが最大の使命であり、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、貴社が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。

しかしながら、貴社においては、整備部門の責任者や整備士等にアルコールに関する正しい知識が身につけておらず、不正なアルコール検査を防ぐことができていないなど、アルコール教育やアルコール検査等の対策が不十分であること、また、一連の事実関係が整備規程や業務規程に違反し、そのことが航空法第 111 条の 4 に基づき当局に報告すべき事態にあたるかの判断が出来ず、事案発生から 2 週間以上経過して当局に報告されたこと等を踏まえると、関連法令や関連規程類に関する違反行為が安全上重大な問題であるという法令遵守・規程遵守の意識が、経営層を含め組織内で未だ徹底されていないと言わざるを得ない。

このため、貴社に対して、航空の安全を確保するための安全管理システムの再構築等を行い、安全統括管理者の職務についても改善措置を講じるよう警告する。

なお、改善措置が実施されない場合など、本警告に違反した場合には、貴社に対して安全統括管理者の解任を命ずることがある旨申し添える。

以上